

(定訳)

関税及び貿易に関する一般協定への
スイス連邦の暫定的加入に関する宣
言に附属する譲許表に関する調書
(日本国及びスイス)

昭和三四年十一月一三日東京で署名
昭和三五年四月二十九日効力発生

日本国政府及びスイス連邦政府は関税及び貿易に関
する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣
言が千九百五十八年十一月二十二日に署名のために開
放された後に、両政府間の関税交渉を完了したので、

前記の宣言第四項の規定に従い、この調書に附属し

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に
関する宣言に附属する譲許表に関する調書(日本国及びスイス)

(条二五・経九)

PROCES-VERBAL CONTAINING SCH-
EDULES TO BE ANNEXED TO THE
DECLARATION ON THE PROVISIO-
NAL ACCESSION OF THE SWISS CO-
NFEDERATION TO THE GENERAL
AGREEMENT ON TARIFFS AND
TRADE

(Japan and Switzerland)

Signed at Tokyo, November 13, 1959
Entered into force, April 29, 1960

The Governments of Japan and of the Swiss Confede-
ration, having completed tariff negotiations between them-
selves after the opening for signature, on 22 November
1958 of the Declaration on the Provisional Accession of the
Swiss Confederation to the General Agreement on Tariffs
and Trade,

AGREE that in accordance with paragraph 4 of the

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に
関する宣言に附属する譲許表に関する調書(日本国及びスイス)

二〇二

ている日本国に関する譲許表が、前記の宣言に附属す
べきこと及びこの調書に附属しているスイスに関する
譲許表に掲げる譲許が、前記の宣言に附属しているス
イスの譲許表に合体すべきことを合意する。

以上の証拠として、それぞれの代表者は、正当に委
任を受け、この調書に署名した。

千九百五十九年十一月十三日に東京で、この調書に
附属している譲許表に別段の定めがある場合を除き、
としく正文である英語及びフランス語により、本書一
通を作成した。

日本国のために

河崎一郎

スイス連邦のために

ヴァイトナウアー

above-mentioned Declaration the schedule of concessions
relating to Japan annexed hereto shall be annexed to the
above-mentioned Declaration; and that the concessions con-
tained in the schedule of concessions relating to Switzer-
land annexed hereto shall be incorporated in the Schedule
of Switzerland annexed to the above-mentioned Declaration.

IN WITNESS WHEREOF the respective representa-
tives, duly authorized, have signed the present Procès-
Verbal.

DONE at Tokyo on this thirteenth day of November
one thousand nine hundred and fifty-nine, in a single
copy, in the English and French languages, both texts
authentic except as otherwise specified in the schedules
annexed hereto.

For Japan :

I. KAWASAKI

For the Swiss Confederation :

WEITNAUER

附 属 書

日本国の譲許表

日本国政府がスイス政府に許与することに
同意する譲許の表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部

輸入税表 番号	品 名	税 率
六九五の うち	薬剂、化学薬、医薬及びこれらの調 合品(別号に掲げるものを除く。) 二のうち デキストロ・一・(パラ・メトキ シベンジル)・二・メチルオクタ ヒドロイソキノリン・タートレ ート、デキストロ・三・ヒドロ オキシ・エヌ・メチルモルヒナ ン及びデキストロ・三・メトキ シ・エヌ・メチルモルヒナン・ ヒドロブロマイド	一割五分

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に
関する宣言に附属する譲許表に関する調書(日本国及びスイス)

附属書

七〇三

SCHEDULE OF JAPAN

List of Concessions which the Government of
Japan agrees to grant to the Government of

Switzerland

This schedule is authentic only in the
English language

PART I

Japanese Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty
ex 695	Drugs, chemicals, medicines and com- pounds or preparations thereof, n.o.p.f. : ex 2. Dextro-1-(p-methoxybenzyl)-2- methyl-octahydroisquinoline tartrate, dextro-3-hydroxy-N-methylmorphinan and dextro-3-methoxy-N-methylmorphinan hydrobromide Laevo-alkaloid of belladonna leaves Hydralazine hydrochloride	15% 15% 15%

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に
 関する宣言に附属する譲許表に関する調書(日本国及びスイス)

附属書

七〇四

七〇五の うち	合成染料 八のうち螢光白色染料 注 螢光白色染料とは、紫外線 を吸収し、青色の螢光を輻射 して、白色物質の見かけの白 さを強める有機合成物質をい い、これらのものは、一般に、 スチルベン誘導体からなつて いる。	一割五分
七〇五の うち	合成染料 八のうち螢光白色染料 注 螢光白色染料とは、紫外線 を吸収し、青色の螢光を輻射 して、白色物質の見かけの白 さを強める有機合成物質をい い、これらのものは、一般に、 スチルベン誘導体からなつて いる。	二割五分
一六七六 のうち	送風機(扇風機を含む。 ディーゼル機関用排気タービン過 給機	一割五分

(スイスの譲許表は省略)

ex 705

Synthetic dyes :

ex 8. Optical bleaching agents

NOTE : "Optical bleaching agents"

mean synthetic organic products
which absorb ultraviolet rays
and give off visible blue radia-
tions, thus intensifying the ap-
parent whiteness of white articles.
They generally consist of stilbene
derivatives.

25%

ex 1676

Blowers, including electric fans :

Exhaust gas turbo-chargers for diesel
engines

15%

(参考)

◎外務省告示第二十七号

一、日本国政府は、昭和三十三年十一月二十二日にジュネーヴで作成された関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言を昭和三十五年三月三十日に受諾し、他方スイス連邦政府は、同宣言を昭和三十四年十二月二日に受諾している。よつて、同宣言は、その8の規定に従い、昭和三十五年四月二十九日に、わが国とスイス連邦との間で効力を生ずる。

二、前記宣言7の規定に従い同宣言を受諾している国は、昭和三十五年四月一日現在次のとおりである。

オーストリア共和国、ベルギー王国、カナダ、セイロン、チリ共和国、チェコスロヴァキア共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、インド、インドネシア共和国、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国、ノールウェー王国、ペルー共和国、ローデシア・ニアサランド連邦、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ウルグアイ

三、前記宣言の附属書中わが国以外の国の譲許表は、外務省条約局に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十五年四月十六日

外務大臣 藤山愛一郎

当事国一覽表

(昭和三八、一、一調)

国名	署名の日	受諾書寄託の日	その他
オーストリア	一九五、三、三	-	
ベルギー	一九五、五、三		
ブラジル	※一九〇、六、二四		
カナダ	一九五、五、四		
中央アフリカ共和国	一九〇、九、三〇		
セイロン	一九五、五、三〇		
チリ	一九〇、一、九		
チェッコスロヴァキア	一九五、七、三		
ダホメ	一九〇、九、二〇		
デンマーク	一九五、二〇、二六		
フィンランド	一九五、五、九		
フランス	一九五、四、六		
ドイツ	一九六、二、三		
ガーナ	一九六、七、二四		

ギリシャ	一九〇、八、三		
インド	一九五、七、二		
インドネシア	一九五、五、六		
イスラエル	一九六、七、七		
イタリア	一九六、二、三		
日本国	一九〇、三、三〇		
ルクセンブルグ	一九五、七、三		
マラヤ連邦		一九〇、二、二七	
オランダ	一九五、五、三		
ニカラグア	一九〇、六、二		
ナイジェリア			一九〇、二〇、二 (適用継続の承認)
ノールウェー	一九六、三、一		
パキスタン	一九〇、六、八		
ペルー	一九五、二、二六		
スウェーデン	一九五、三、二		
スイス	一九六、二、三		

(条二五・経九)

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言 当事国一覧表

七〇八

トルコ		一九六〇、二、九	
南アフリカ共和国	一九六〇、三、三〇		
連合王国	一九五九、五、一九		
アメリカ合衆国	一九六〇、三、三〇		
ウルグアイ	一九五九、二、二七		

タンガニイカ			一九六二、一、二六 (適用継続の承認)
ローデシア・ニアサランド連邦	一九五九、二、三〇		

備考

この宣言はスイス連邦及びいずれかの当事国が署名その他によつて受諾した日の後三十日目に、スイス連邦とその当事国との間で効力を生ずる。
※は批准を条件とした署名